

条約上「重大な違反行為」とされている行為等について

(1) ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書上の「重大な違反行為」

条約の規定	「重大な違反行為」の内容	刑法等上の該当犯罪・法定刑	新法における構成要件	新法における法定刑
第一 条約	50 条等	殺人	殺人（死刑又は無期・5 年以上の懲役）	
	50 条等	拷問、非人道的待遇（生物学的実験を含む）	逮捕監禁（3 月以上 7 年以下の懲役）、傷害（15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）、傷害致死（3 年以上の懲役）、殺人未遂（殺人と同様）、強姦性交等（5 年以上の懲役）、強要（3 年以下の懲役）等	
	50 条等	身体・健康に対して故意に重い苦痛を与え、又は重大な障害を与えること	傷害、傷害致死等	
	50 条等	軍事上の必要によって正当化されない不法かつ恣意的な財産の広範な破壊・徴発	建造物等損壊（5 年以下の懲役）、器物損壊（3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金・科料）、強盗（5 年以上の懲役）、恐喝（10 年以下の懲役）等	
第三 条約	130 条等	捕虜・文民を強制して敵国の軍隊で服務させること	逮捕監禁、強要等	
	130 条等	この条約に定める公正な正式の裁判を受ける権利を奪うこと	殺人、逮捕監禁等	
	13 条	捕虜を死に至らしめ、又はその健康に重大な危険を及ぼすこと	殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死等	
第四 条約	147 条	被保護者を不法に追放・移送・拘禁すること	逮捕監禁、強要等	
	147 条	人質にすること	強要、人質強要（6 月以上 10 年以下の懲役）等	
第一 追加 議定 書	11 条	医療上の基準に適合しない医療措置、身体の切断等	殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死等	
	85 条 3	次の行為が、議定書の関連規定に違反して故意に行われ、死亡又は身体・健康に対する重大な障害を引き起こす場合	殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死等	
		(a) 文民たる住民等を攻撃の対象とすること		
		(b) 文民又は民用物に対する無差別攻撃		
		(c) 危険な力を内蔵する工作物等に対する攻撃		
		(d) 無防備地区・非武装地帯を攻撃の対象とすること		
		(e) 戦闘外にある者（投降の意図を表明した者等）を攻撃の対象とすること		
	(f) 赤十字等の特殊標章等の背信的使用			
	85 条 4	次の行為が、諸条約・議定書に違反して故意に行われる場合		
		(a) 占領国による占領地域への自国民等の移送	占領地域への移送（5 年以下の懲役）	(d)一に掲げる事態において、占領に関する措置の一環として占領地域に入植させる目的で、当該国の国籍を有する者又は当該国の領域内に住所若しくは居所を有する者を当該占領地域に移送
(b) 捕虜又は文民の送還の不当な遅延		捕虜の送還遅延（5 年以下の懲役）、文民の出国等の妨げ（3 年以下の懲役）	・捕虜の送還に関する権限を有する者が、捕虜の抑留の原因となった武力紛争が終了した場合において、正当な理由がないのに、当該武力紛争の相手国への捕虜の送還を遅延（送還に適する状態にある傷病捕虜の送還地への送還を遅延させたときも同様） ※「捕虜」…次のイ又はロに掲げる者であって、第三条約及び第一追加議定書において捕虜として取り扱われるもの イ 第三条約第 4 条に規定する者 ロ 第一追加議定書第 44 条 1 に規定する者（同条 2 から 4 までの規定により捕虜となる権利を失う者を除く。） ※「傷病捕虜」…捕虜であって、第三条約第 110 条第 1 項（1）から（3）までに該当する者	・5 年以下の懲役

				<ul style="list-style-type: none"> ・ 出国の管理に関する権限を有する者が、正当な理由がないのに文民の出国を妨げること（占領地域からの出域の管理に関する権限を有する者が、正当な理由がないのに、文民（被占領国の国籍を有する者を除く。）の占領地域からの出域を妨げたときも同様） ※「文民」…次のイ又はロに掲げる者であって、第四条約及び第一追加議定書において被保護者として取り扱われるもの <ul style="list-style-type: none"> イ 第四条約第4条第1項に規定する者（同条第2項及び第4項の規定により被保護者と認められない者を除く。） ロ 第一追加議定書第73条に規定する者 	・ 3年以下の懲役
	(c) アパルトヘイトの慣行等	傷害、傷害致死、殺人未遂、強姦性交等、強要等			
	(d) 特別の保護が与えられた歴史的建造物、芸術品、礼拝所の広範な破壊	重要な文化財の破壊（7年以下の懲役）		次に掲げる事態又は武力紛争において、正当な理由がないのに、その戦闘行為として、歴史的記念物、芸術品又は礼拝所のうち、重要な文化財として政令で定めるものを破壊 <ul style="list-style-type: none"> 一 第一追加議定書第一条3に規定する事態であって、次のイ又はロに掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> イ 第一追加議定書の締約国間におけるもの ロ 第一追加議定書第96条2の規定により第一追加議定書の規定を受諾し、かつ、適用する第一追加議定書の非締約国と第一追加議定書の締約国との間におけるもの 二 第一追加議定書第一条4に規定する武力紛争（第一追加議定書第96条3の規定により寄託者にあてた宣言が受領された後のものに限る。） 	7年以下の懲役
	(e) 公正な正式の裁判を受ける権利を奪うこと	殺人、逮捕監禁等			

(2) ローマ規程上の「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」

条約の規定	「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」の内容	刑法等上の該当犯罪・法定刑	新法における構成要件	新法における法定刑	
ローマ規程	6条（集団殺害犯罪）	国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図をもって行う次の行為			
	(a) 当該集団の構成員を殺害すること				
	(b) 当該集団の構成員の身体又は精神に重大な害を与えること				
	(c) 当該集団に対し、身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること				
	(d) 当該集団内部の出生を妨げようとする措置				
	(e) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと				
	7条（人道に対する罪）	文民たる住民に対する攻撃であって広範又は組織的なものの一環として、そのような攻撃であると認識しつつ行う次の行為			
	(a) 殺人				
	(b) 絶滅させる行為				
	(c) 奴隷化すること				
	(d) 住民の追放又は強制移送				
	(e) 国際法の基本的な基本的な規則に違反する拘禁その他の身体的な自由の著しい剥奪				
	(f) 拷問				
	(g) 強姦、性的な奴隷、強制売春、強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力				
(h) 政治的、人種的、国民的、民族的、文化的又は宗教的な理					

	由、性に係る理由その他国際法の下で許容されないことが普遍的に認められている理由に基づく特定の集団等に対する迫害			
	(i) 人の強制失踪			
	(j) アパルトヘイト犯罪			
	(k) その他の同様の性質を有する非人道的な行為であって、身体・心身の健康に対して故意に重い苦痛・障害を与えるもの			
8条 (戦争 犯罪)	ジュネーヴ諸条約に対する重大な違反行為 ((1)の第一条約、第三条約及び第四条約違反行為と同様)			
	確立された国際法の枠組みにおいて国際的な武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対するその他の著しい違反 ((1)のジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書違反行為と同様のもののほか、次の行為)			
	(a) 助命しないことを宣言すること			
	(b) 毒物等を使用すること			
	(c) 窒息性ガス等を使用すること			
	(d) 人体内において容易に展開し、又は扁平となる弾丸を使用すること			
	(e) 性質上過度の傷害若しくは無用の苦痛を与え、又は本質的に無差別な兵器等を用いること			
	(f) 個人の尊厳を侵害すること			
	(g) 強姦、性的な奴隷、強制売春、強いられた妊娠状態の継続、強制的断種その他あらゆる形態の性的暴力			
	(h) 文民等の存在を、特定の地点・地域又は軍隊が軍事行動の対象とならないようにするために利用すること			
	(i) 特殊標章を使用している建物、物品等を故意に攻撃すること			
	(j) 文民からその生存に不可欠な物品を剥奪することによって生ずる飢餓の状態を故意に利用すること			
	(k) 15歳未満の児童を自国の軍隊に強制的に徴集すること等			
	国際的な性質を有しない武力紛争の場合には、ジュネーヴ諸条約共通第3条に規定する著しい違反 (敵対行為に直接に参加しない者に対する次の行為)			
	(a) 生命及び身体に対し害を加えること			
	(b) 個人の尊厳を侵害すること			
	(c) 人質をとること			
	(d) 正規の裁判所の判決によることなく刑の言渡し・執行を行うこと			
	確立された国際法の枠組みにおいて国際的な性質を有しない武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対するその他の著しい違反 ((1)のジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書違反行為と同様の一部のもののほか、次の行為)			
	(a) 特殊標章を使用している建物、物品等を故意に攻撃すること			
(b) 強姦、性的な奴隷、強制売春、強いられた妊娠状態の継続、強制的断種その他あらゆる形態の性的暴力				
(c) 15歳未満の児童を自国の軍隊に強制的に徴集すること等				